

# 青森県報

第三千七百五十五号

平成二十五年  
十月十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出…………… (健康福祉課) …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出…………… (同) …… 一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出…………… (同) …… 一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 二
- 公共測量の実施…………… (監理課) …… 二

### 公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (情シシステム課) …… 二
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (会計管理課) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 建設業者の許可の取消し…………… (三八地域局) …… 四

## 告 示

青森県告示第七百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

|     |             |                        |         |
|-----|-------------|------------------------|---------|
| 区分  | 名称又は氏名      | 所在地又は住所                | 変更年月日   |
| 変更前 | ワタキュー薬局三戸店  | 三戸郡三戸町大字川守田字<br>沖中一六の五 | 平成二五・九一 |
| 変更後 | フロンティア薬局三戸店 |                        |         |

青森県告示第七百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

|          |            |         |
|----------|------------|---------|
| 名称又は氏名   | 所在地又は住所    | 休止年月日   |
| 松野整形外科医院 | 弘前市大字上瓦ヶ町三 | 平成二五・六二 |

青森県告示第七百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十月十一日

|          |            |             |
|----------|------------|-------------|
| 名称又は氏名   | 所在地又は住所    | 休止年月日       |
| 松野整形外科医院 | 弘前市大字上瓦ヶ町三 | 平成二十五年十月十一日 |

青森県告示第七百三十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                |                       |                       |             |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|
| 指定障害児通所支援事業者                   | 障害児通所支援の種類            | 障害児通所支援事業を行う所         | 指定年月日       |
| 名称<br>社会福祉法人やまぶき福祉会            | 名称<br>放課後等デイサービス      | 名称<br>放課後等デイサービス 太陽   | 平成二十五年十月十一日 |
| 主たる事務所の所在地<br>青森市大字雲谷字山吹九二の二八五 | 所在地<br>青森市大字野木字山口一五の七 | 所在地<br>青森市大字野木字山口一五の七 |             |

青森県告示第七百三十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森地方事務局

二 測量の種類

- 三 公共測量（四級基準点測量）  
測量の期間  
平成二十五年七月三十日から平成二十六年二月二十八日まで
- 四 測量の地域  
青森市大字新城字平岡の一部

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県企画政策部情報システム課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十五年七月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ビジネスサービス  
青森市新町二丁目六の二九
- 六 契約金額  
二千五百八十九万八千四百円
- 七 契約の相手方を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日  
平成二十五年六月十二日

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やすらぎ福祉会

三 代表者の氏名

山日 誠一

四 主たる事務所の所在地

八戸市沼館三丁目二の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、未来を担う子供達・青少年に対して、強靱な意志を以て人生を拓く精神的土壌を涵養する教育を目指す事業を行い、又、学力の向上も図り、広く社会の公益に寄与する事を目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

マシンングセンタCAD/CAM学習システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年九月二十日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社西衡器製作所

青森市新町二丁目六の二〇

六 契約金額

二千九百十四万八千円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年八月九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

男性警察官用冬帽子ほか 総数 一万二千八十一

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年九月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社神山

青森市問屋町一丁目九の一

六 契約金額

四千五百五十八万二千二百三十五円

七 契約の相手方を決定した手続

物品に要求される性能が満たされていると判断した生地見本等を提出した者で、

かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を契約

の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年八月十四日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ハウスワン

二 代表者の氏名 橋本 貞夫

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字大久保字大塚一七の二八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第八一一三号

五 取消年月日 平成二十五年九月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年八月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青森県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第一問屋町一丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行                      | 定価小口一枚二付十五円一銭                            |